

駐車監視員活動ガイドライン

令和3年11月1日改定

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置駐車車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。（反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。）

本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

※ 祭礼・イベントその他警察署長の指示により、ガイドラインの範囲外で活動する場合があります。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置駐車車両の確認等を実施する。

◎ 最重点路線		
路線（区間）		重点時間帯
重点路線	国道23号線・国道1号線 ・県道豊橋大知波線	（絹田ガード西交差点～赤岩口交差点） 9時～22時
	国道259号線	（西八町交差点～空池交差点） 9時～22時
	県道豊橋停車場線・市道神明町 ・向山大池町1号線	（豊橋駅～大池南交差点） 9時～22時
	市道広小路通り	（豊橋駅北交差点～神明交差点） 9時～22時
	○ 重点路線	
路線（区間）		重点時間帯
	市道牛川通・飯村町1号線	（南牛川二丁目交差点 ～豊岡中学校南西交差点） 9時～22時

◎ 最重点地域		
路線（区間）		重点時間帯
重点地域	豊橋駅周辺地区 ・駅前大通一丁目～三丁目・松葉町一丁目～三丁目・広小路一丁目～三丁目 ・大橋通一丁目～三丁目・花園町・萱町・魚町・上伝馬町・新本町・札木町 ・八町通一丁目・東小田原町・新吉町・西小田原町・神明町・呉服町・大手町 ・関屋町・新川町・曲尺手町・中柴町・絹田町・花田町（字中ノ坪、字石塚、 字絹田、字斉藤、字野黒、字城海津、字西宿、字北新起、字牟呂海道、字百北 字大山塚、字南新起）・花田一番町・羽田町・八通町・白河町・野黒町 ・立花町・羽根井本町・大国町・前田中町・前田町一丁目・談合町・鍛冶町 ・中世古町・東松山町・前田南町1丁目・北側町・花田二番町・花田三番町 ・西羽田町・西松山町・中松山町・南松山町・西新町・舟原町・前田南町2丁目 ・小畷町・前田町2丁目	9時～22時
	○ 重点地域	
路線（区間）		重点時間帯
	総合運動場周辺地区	・八町通二丁目～五丁目 9時～22時
	豊橋市民球場周辺地区	・平川本町一丁目～二丁目 ・岩田町 ・中岩田一丁目 9時～22時
	豊橋競輪場周辺地区	・仁連木町 ・井原町 ・東田町 9時～22時

愛知県豊橋警察署